平成28年 安全衛生管理自主点検表

労	動保	険	府	県	所掌	管	轄		基	幹	番	号	7	枝 1	番号	1	継經	売一: 里番	括号						T			
番		号																						(平成	28年	1月	日玥	見在)
事	業	0	D	種	類					事		業	ŧ		場			の		名		称			学	5	動者	数
																									男			
																									女			
																									計			
主作	な	製業	品	又	は名					事		業		場	1	0	D		所	在		地			以下	内娄	文で記ん	λ
						₹				-																遣		·
											-	ı	-												年!	り 者		
																									パ -	- ト		
																									外圓	国人		
																									技能習	能 実 生		
												(Te	eΙ		-		-) (F	ax	-	-)	企業			
				事		業	į	;	者		の		職		E	E		名				記	. 入 担	当当	者	職	氏 名	
職											ı	氏																
名												名																
₽																												
‹ ‹‹		\	١	区分	\	死		傷		件		数 (通勤	协途	上步					度数	女	率	強	度	率	7	不休災 牛	害
害	白	F別	\ 	\	歹	ΈĊ	17	木業	4日	以上	= 1	木業1	日	~ 3 E	∃	合	í	計 (注:	2)	(注	Ξ3)		(注3)		ſ	牛	数
災害発生状況	ম			5年														()									
が況	직	区内	ž 26	6年														()									
(<i>i</i> ±1)	직	区内	Ì 27	7年														()									
											事	業場	易名	()							労偅	者数	休業 (休	災害 業4E	件数	な 上に阻	(る)
		構																										•
下		構内下請																										
請		請(
等																												
事		業務請負)																										
業		負)																										
場																												
		派遣																										
		냳																										

- 注1 建設業は、店社分のみ記入してください。 注2 死傷件数合計()内には、業務上の交通労働災害件数を内数で記入してください。 注3 度数率・強度率の計算方法については、14ページを参照してください。 注4 下請等事業場の欄に入りきらない場合は、任意の別紙を添付してください。 注5 本自主点検表は事業場単位で記載してください。

次の点検項目にしたがって点検を行ってください。各項目ごとに、該当するものを で囲み、 また、空欄には所定事項を記入してください。

安全衛生管理体制 1

点検表中における法令略称

無機ないにの13/2マ間付 ・労働安全衛生法 - 安衛法 - 労働安全衛生法施行令 - 安衛令 - 労働安全衛生規則 - 安衛則 - ポイラー及び圧力容器安全規則 - ポリ・クレーン等安全規則 - クリ・ゴンドラ安全規則 - ゴリ・有機溶剤 中毒予防規則 - 有機則 - 鉛中毒予防規則 - 鉛則 - 特定化学物質障害予防規則 - 特化則 - 電離放射線 障害防止規則 - 電離則 - 事務所衛生基準規則 - 事務別則 - 粉じん障害防止規則 - 粉じん則 - 石綿障 害予防規則 = 石綿則 ·酸素欠乏症等防止規則 = 酸欠則

(1) 安全衛生管理組織

(法定の管理者等を選任している場合のみ該当欄に 印または数字を記入してください。選任基準は、送付状裏面を参照願います。)

管理者等の別	選任して	選任して	選任義務	労働基準監督署	作業場	易の巡礼	見状況
日は日守の別	いる	いない	がない	への報告	回/日	回/週	回/月
総括安全衛生管理者(安衛法第10条)	名			有・無	回	回	回
安 全 管 理 者 (安衛法第11条)	名			有・無	回	回	回
衛 生 管 理 者 (安衛法第12条)	名			有・無	回	回	回
上記のうち 衛生工学衛生管理者	名			有・無	回	回	回
産 業 医 (安衛法第13条)	名			有・無	回	回	回
安全衛生推進者 (安衛法第12条の2)	名				回	回	回

(2) 安全・衛生委員会

安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下、「委員会」)を設置していますか

イ 設置している

(該当欄に 印または数字を記入してください。設置基準は、送付状裏面を参照願います。開催基準は毎月1回以上(安衞則第23条))

	安 全 委 員 会 (安衛法第17条)	衛 生 委 員 会 (安衛法第18条)	安 全 衛 生 委 員 会 (安 衛 法 第 19 条)
 委員会の構成	使人	使 人	使 人
女员云切佛加	労 人	労 人	労 人
産業医の出席の有無等		有・無	有・無
産業医の山脈の有無寺		(回/年出席)	(回/年出席)
平成27年 開 催 回 数			

1713	ıμ		~~						
П	設置して	いない	(理由	:)	
八	設置の義	務がなり	l I						
=	設置の義	務はなり	いが準 [・]	ずるものを	設置している	る(安徽	新則第23条の2)		
į	委員会にお	ける議	事で重	要なものに	係る記録を作	乍成し、	3年間保存してい	ますか(安	 動第23条
1	している	(年間)		していない	1 (理由:)
į	委員会の議		を労働 ^を	者に周知し	ていますか((安衛則	則第23条)		
1	している	書	示"偏的 面交付 跟共有) 🗆	していない	(理由:)

)

2 安全衛生管理等の年間計画等

(1) 5	安全衛生管理の年間計画に	は作り	覚していますか	
1	している	П	していない (理由:)
<u> </u>	全衛生管理の年間計画策定	済み(のもの、または別途様式(13頁)のものを添付して提出してください。	
(2) 3	安全衛生教育計画は樹立し	ってし	\ますか	
1	勤労者の職業生活全般で	を通し	じた計画をしている	
	安全衛生管理の年間計画	画に含	含まれている	
八	していない (理由:)
(3) 1	危険予知(K・Y)活動で	<u>ま</u> と!	り入れていますか	
1	実施している	П	実施していない (理由:)
(4) 5	安全衛生改善提案制度をも	<u> </u>	へれていますか	
1	実施している	П	実施していない (理由:)

3 安全衛生教育

(1) 雇入れ時教育、職長教育、特別教育(安衛法第59・60条関係)

(該当欄に 印を記入してください。()内には受入派遣労働者に対する状況を記入してください。)

種:	類	方	法	自	社	で	実	施	親教	企育	業 に	で参	の加	災害防止団体 等の教育に参加	実施していない
雇力	へれ	時 教	育												
職	長	教	育			()			()	()	
特	別	教	育			()			()	()	

職長教育の対象業種は、安衛令第19条、特別教育を必要とする業務は、安衛則第36条を参照願います。

(2) 能力向上教育(安衛法第19条の2関係)、危険有害業務の安全衛生教育(安衛法第60条の2関係)

(該当欄に 印を記入してください。)

								(HX	. — IIM			JCKREVI.
			実施の有無			参加	加 (実	施)	b	た		参加(実施)
能力向上、安全衛生教 教育の対象者			初	任	時	定	期		随	時	していない	
安 全	管	理	者									
衛 生	管	理	者									
安 全 衛	生	推進	者									
	種											
作業主任者												
	類											
免許・技能講習・	種											
特別教育対象業務 (いずれも上記を除く)												
の 従 事 者	類											
			•									

種類、教育内容等については次の指針をご参照ください。

[「]労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」

[「]危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」

4 免許、技能講習修了者の確保

下表の作業・業務がありますか、その有資格者は充足していますか

「必要数」:資格の必要な		(該当欄に 印書	または人数を記入 場所の数によって	
作 業 ・ 業 務 名 ・ 資 格 名	該当	必 要 数	有資格者数	不 足 数
免 許 (ボ 則 第 23・24 条)	有・無			
ボ イ ラ ー 取 扱 技 能 講 習 (同 上)	有・無			
第一種圧力容器作業主任者 (技能講習) (ボ則第62条)	有・無			
クレーンの運転 (免許) (ク則第22条)	有・無			
床上運転式限定免許	有・無			
床上操作式クレーンの運転(技能講習) (吊り上げ荷重5 t 以上) (ク則第22条)	有・無			
移動式クレーンの運転 (免許) (ク則第68条)	有・無			
小型移動式クレーンの運転(技能講習) (吊り上げ荷重1 t 以上5 t 未満) (ク則第68条)	有・無			
クレーン・移動式クレーンの玉掛け (技能講習) (ク則第221条)	有・無			
プレス機械作業主任者 (技能講習) (安衛則第133条)	有・無			
木材加工用機械作業主任者 (技能講習) (安衛則第129条)	有・無			
はい作業主任者 (技能講習) (安衛則第428条)	有・無			
乾燥設備作業主任者 (技能講習) (安衛則第297条)	有・無			
ガス (集合溶接) 作業主任者 (免許) (安衛則第314条)	有・無			
溶 接 溶接・溶断・加熱(技能講習) (安衛法第61条、安衛令第20条)	有・無			
エックス線作業主任者 (免許)(電離則第46条)	有・無			
ガンマ線透過写真撮影作業主任者 (免許)(電離則第52条の2)	有・無			
特定化学物質作業主任者 (技能講習) (特化則第27条)	有・無			
石綿作業主任者 (技能講習) (石綿則第19条)	有・無			
鉛作業主任者 (技能講習) (鉛則第33条)	有・無			
酸素欠乏危険作業主任者 (技能講習) (酸欠則第11条)	有・無			
有機溶剤作業主任者 (技能講習) (有機則第19条)	有・無			
フォークリフトの運転 (技能講習) (安衛法第61条、安衛令第20条)	有・無			
ショベルローダ・フォークローダの運転 (技能講習)(同上)	有・無			
発破の業務 (免許) (同上)	有・無			
車両系建設機械の運転 (技能講習)(同上)	有・無			
不整地運搬車の運転 (技能講習) (同上)	有・無			
高所作業車の運転 (技能講習) (同上)	有・無			
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者(技能講習) (安衛則第359条)	有・無			
足場の組立等作業主任者 (技能講習) (安衛則第565条)	有・無			
建築物等鉄骨の組立等作業主任者 (技能講習) (安衛則第517条の4)	有・無			

有・無

鋼橋架設等作業主任者 (技能講習) (安衛則第517条の8)

作業・業務名・資格名	該当	必 要 数	有資格者数	不是	足数
木造建築物の組立等作業主任者(技能講習) (安衛則第517条の12)	有・無				
型わく支保工組立等作業主任者 (技能講習) (安衛則第246条)	有・無				
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者(技能講習) (安衛則第517条の17)	有・無				
コンクリート橋架設等作業主任者 (技能講習) (安衛則第517条の22)	有・無				
ずい道等の掘削等、覆工作業主任者 (技能講習) (安衛則第383条の2・383条の4)	有・無				

5

折
K)

(:	女俐則牙	らいのいが	(0)2・363宗(0)4)							
5	健康	管理								
(1)	健康部	诊断								
	雇入れ	い時の	健康診断を実施し	ました	たか(安衛則第	43条)				
	イ	実施	した		実施していない	八 (理由:	:)	1
	八	該当	者がいなかった							
	一般定	E期健	康診断を実施しま	した	か(安衛則第44	条)				
	1	実施	した		一部未受診者	がいる (羽	里由:)	ı
	八	実施	していない (ヨ	里由	:)
	深夜	勤務を	E常時行う労働者に	2 🗖	目の一般定期優	健康診断を	実施しました	か(安衛則第4	5条)	
	1	実施	した		一部未受診者だ	がいる (羽	里由:)	į
	八	実施	していない (ヨ	里由	:)
	一般定	E期健	康診断実施結果報行	きを?	労働基準監督署	に提出し	ましたか(安律	·則第52条)		
	1	提出	した		提出しなかった	た (理由	:)	į
	八	報告	の対象でない (常)	用労	動者50人未満)					
(2)	長時間	引労働	者への面接指導制度	度に′	ついて					
	衛生((安全	衛生)委員会におし	ハて)	過重労働による [。]	健康障害院	防止対策につい	N <mark>て</mark> 調査審議し (安衛則第22		
	1	実施	した					(
		実施	していない (ヨ	里由	:				,)
	八	安全	衛生管理規定等の	整備l	ま 整備した	• 整何	帯していない			
			リ100時間を超					り出を受けて	実施す	
6			面接指導の制度がる	ありる	ますか(安衛則)	第52条の2	2)			
	1	有								
	口面按坎	無≦道≠	(理由: たは面接指導に準 ^っ	ギス:	世署対象 とかる	医哈朗学(動老の筋囲を守	ゔめていますか)
	四级机	一等の	には囲政用等に午り	7 W 1	日田以外による。	ᅜᄞᄞᄭᆙ		66条の9、安衛則		
	1	有	(長時間の範囲:			時間)				
		無	(理由:	 .		- 40 4 5 5		- 445.1)
			「過重労働による	建康	障害防止のため	の総合対策	策」を参照して	こください。		

(H18.3.17基発第0317008号・一部改正H23.2.16基発0216第3号)参照

(3) 特殊健康診断等

	健康診断別	該	当	実 施	実 施	有所見者	労基署への報告
じん	ん肺健康診断(じん肺法第8条)	有	· 無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
	幾溶剤等健康診断 有機則第29条)	有	· 無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
	定化学物質健康診断 持化則第39条)	有	・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
	離放射線健康診断 電離則第56条)	有	· 無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
鉛值	建康診断(鉛則第53条)	有	· 無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
るは	酸等の有害な蒸気等の業務に係 歯科医師による定期健康診断 安衛則第48条)	有	· 無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
石約	綿健康診断(石綿則第40条)	有	• 無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無 (健診実施の年のみ)
行	紫外線・赤外線等有害光線	有	• 無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
政の指	騒 音 (聴力健診)	有	・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
増に	振動工具 (振動病健診)	有	• 無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
による	重量物取り扱い	有	・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
特別	VDT	有	・無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
の	引き金付工具を取扱う業務	有	• 無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無
健康診断	(その他)	有	· 無	有・無	ヶ月毎	有・無	有・無

(4) 作業環境測定

作業環境測定は実施していますか(平成27年1月から12月の状況)

(該当欄に 印または数字を記入してください。)

作業環境測定の対象となる作業場(場所)	該当作 業場の	測定	の有無	と区分	測定の 頻度	測定結果	作業環境 改善の必
(安 衛 法 第 65 条 、 安 衛 令 第 21 条) 	有 無	未実施	自社	測定機関	(注3)	の評価	要の有無
粉じんを著しく発散する屋内作業場 (粉じん則第25条)	有・無					有・無	有・無
特定化学物質を製造・取り扱う屋内作業場 (特化則第36条)	有・無					有・無	有・無
鉛業務を行う屋内作業場(鉛則第52条)	有・無					有・無	有・無
有機溶剤を製造・取り扱う屋内作業場 (有機則第28条)	有・無					有・無	有・無
(注2)放射線業務を行う作業場 (電離則第53~55条)	有・無						有・無
酸素欠乏危険作業を行う作業場 (酸欠則第3条)	有・無						有・無
暑熱・寒冷・多湿の屋内作業場 (安衛則第587・607条)	有・無						有・無
著しい騒音を発する屋内作業場 (安衛則第588・590・591条)	有・無						有・無
中央管理方式の空気調和設備のある建物の中の事務所(事務所則第7条)	有・無				0 7 <i>1</i> 2 3 4 7		有・無

(注1) 印は作業環境測定士による測定が義務。(注2)うち、放射性物質取扱作業室のみ作業環境測定士による 測定が義務。(注3)測定の頻度は6ヶ月毎、年1回というように記入してください。

	氏	名	登	録	番	号
自社測定の場合は、測定士の氏名 と登録番号を記入						

(5) 有害物質等の使用状況

使用原材料、工具等で有害な次の物質等の使用状況について点検し、規則、指針等により環境管理、作業管理、健康管理ができているかを把握してください。

点検結果は、下表に記入してください。

(管理状況は、各管理を実施している場合に 印を記入してください。)

右事	子物 質 等	の種	米百	73	7 K 🖆	夕秋	業	務	名	取扱量(管	理 状	況
H =	170 良 寸	り 作室	大只	X	O' 1	二 1 切	未	170	П	又は設置	記力	者 数	環境管理	作業管理	健康管理
有機											()			
機溶剤等											()			
削 等											(
鉛											()				
等											('	<u> </u>			
特物											(\			
定化											(
学質											()	,			
粉作											(,)			
じん業											()			
											())			
電放射											()			
離線											())			
振工											()			
動具											()			
V D											()			
Ť											()			
レザ											()			
1 1											(1			
騒											()			
音											(1			
上有鉛特粉電振Vレ	種記機 が 変有等 で で で で で で で で で で で で で	物質等31.14年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年1	停をは温妍にブコレの料ん素まッランー	重 ご F7イピザ類洗付ク業スンュー	及争けロ゛線ダー幾び剤、ムア装ータ器	名、合酸一置、一の称接成、ク、チの出れるがは、ク、チの出れる。	欄剤脂ン接射ピ末がは、等が、性と表すが、性と表すが、性と表すが、性と表すが、性と表すが、性を表すが、	印をン労勿グ置ラ次刷製、状質ハ、ス	のイ造流のをンファ ンす酸鉱装マー以 へりる、物備ード以	を等に *、工程 第年に 取扱で おして コロセッセンシャナ と (1mwを	これ かり 作器 しゅうれい おいま の の 業の トの え	し 等 、 取 等 いの が 数レー が 機器 の の の の の の の の の の の の の	さい。 、鋳込、粉 業務、等 ー等の振動		
(6)	職場におけ	る受	動喫	煙	方止	・喫炊	亜対策	を手	€施し	ています	か。	(安衛法	第68条の2)	(複数回答可	J)
1	喫煙対策(の推進	計画	画及	びた	本制			全ī	面禁煙(屋	動 を	含む)			
八	屋内のみ	禁煙、	禁炊	至室	のi	2置		=	禁力	煙の奨励・	喫煙	に関する	る教育		
朩	その他()	^	実	施していた	:\\()	理由:)
(7)	「職場にお	ける	腰痛	予队	方対	策指針	計」に	よる	対策	を行って	いま	すか。	(複数回	答可)	
1	重量物取	及い化	F業で	での	対急	ŧ		立	ち作	業での対策	ŧ	八月	並り作業で	の対策	
=	福祉・医療	寮分里	予等 に	こお	ける	る介護	・看	蒦作	業での	の対策		車両記	運転等の作	業での対策	Ę

6 機械等の管理状況

(1) 特定自主検査

下表の機械について年一回の特定自主検査を実施していますか。

機械名	所有台数	実施数	未実施数	自 社 で 実 施 の 場 合 は 事業内検査者数を記入	検 査 業 者 で 実 施 の 場合は業者名を記入
動 力 プ レ ス (安衛則第135条の3)				名	
フォークリフト (安衛則第151条の24)				名	
車両系建設機械 (安衛則第169条の2)				名	
不整地運搬車 (安衛則第151条の56)				名	
高 所 作 業 車 (安衛則第194条の26)				名	

は、2年に1回実施のこと。

(表の該当欄に必要事項を記入してください。)

(2) 定期自主点検等

下表の機械又は装置について一定の期間ごとに定期自主検査を実施していますか。また、検査結果の記録を作成し保存していますか。

			(下表の記	亥当欄に E	『または数字	字を記入して	てください。)
		自主検査	査の種類	実	施状	況	検査記録
機械または装置名	設 置 数	月	年	土中佐	自社で	その他	
		1回	1回	未実施	実施	で実施	の 有 無
ボイラー (ボ則第32条)							
小型ボイラー(ボ則第94条)							
第一種圧力容器(ボ則第67条)							
第二種圧力容器(ボ則第88条)							
小型圧力容器(ボ則第94条)							
クレーン (ク則第34・35条)							
移動式クレーン(ク則第76・77条)							
エレベーター (ク則第154・155条)			1				
簡易リフト (ク則第208・209条)							
シャー (安衛則第135条)							
遠心機械(安衛則第141条)							
乾燥設備(安衛則第299条)							
局所排気装置・ブッシュブル型換気装置 (除じん装置及び廃液・排ガス処理装 置を含む)(安衛法第45条、安衛令第 15条)							
化学設備及びその附属設備 (安衛則第276条)			2				
フォークリフト (安衛則第151条の22)							
車両系建設機械(安衛則第168条)							
不整地運搬車(安衛則第151条の54)							
高所作業車(安衛則第194条の24)							
アセチレン溶接装置 (安衛則第317条)							
ガス集合溶接装置(同上)							
ショベルローダー (安衛則第151条の31・32)							

¹ 積載荷重が0.25 t 以上1 t 未満のもの 2 2年に1回実施のこと。

(3) 危険機械等の使用状況

次の危険機械等の使用状況を点検し、安全措置ができているかを把握してください。

(下表の該当欄に 印または数字を記入してください。

	(下衣の該当懶に 印ま)	こは数子を記入してくん	201°)
危険機械の種類	設置・保有台数		の実施状況
今日加丁田機械/史楽明等420名の2ほか)		実施数	未実施数
食品加工用機械(安衛則第130条の2ほか)			
木材加工用機械(安衛則第122条ほか)			
解体用機械(安衛則第171条の4ほか)			
車両系木材伐出機械(安衛則第151条の84ほか)			
産業用ロボット(安衛則第150条の3ほか)			
(4) 機械類の安全性に係るJIS規格・国際	規格(ISO等)を	活用していますか	•
イ JIS В 9700に従ってリスクアセスメントを実施し	している		
ロ 個別の製品安全規格に基づき安全対策を記	構じている		
ハ 個別製品規格がないものについて保護方気	策についての機械安:	全規格により対策で	を講じている
ニ JIS規格等に基づく対策の予定なし (理	里由:)
ホ JIS規格等を知らない			
7 労働安全衛生マネジメントシステムに。	より管理を行ってい	ハますか。(複数	回答可)
イ 事業者による安全衛生方針を表明している	3		
ロ 安全衛生目標を設定し安全衛生計画を策定	定している		
ハ 日常的な点検、改善等を行っている(随	寺のPDCA)		
ニ 定期的なシステム監査とその結果に基づき	_	(定期のシステム会	全体のPDCA)
ホ システム導入の予定なし(理由:)
へ システムを知らない			,
8 危険性又は有害性等の調査(リスクア1	セスメント)等を?	実施していますか	١,
	•	i法第28条の2、新第	57条の3)
イ 安全衛生全般について、リスクアセスメン			
ロ 安全衛生のうち一部について、リスクアも	2スメントとその結	果に基づく措置を乳	美施
(一部が未実施の理由:)
ハ リスクアセスメントと結果に基づく措置に	は実施していない()	又は結果に基づく打	昔置のみ未実施)
理由: 必要性を認めていないため	b		
その他(具体的に:)
9 「荷役作業の安全対策ガイドライン」	こよる対策を行っ [・]	ていますか。	
自社労働者について イ いる ロ し	1ない(理由:)
	1ない(理由:)
10 「交通労働災害防止のためのガイドライ		を行っていますか) ,
	1ない (理由:)
	1ない (理由:)
11 職場で熱中症対策を行っていますか。 (安衛則第606、608、613、614、617条ほか。)	(屋外、冷房のない場 紫賀労働局「聯場にお	所、暑熱設備の周辺 ける熱中症予防対策	.) (複数回答可) ₹ 三細 .)
イ WBGT値(暑さ指数)を活用している			(3C)#13 /
八 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するため			
二 定期的に水分・塩分を補給させている			子を着用させている
へ 労働者の健康状態に配慮している			
12 高年齢労働者(約50才以上)に対し特別な	かの一般を受ける。	満じていま すか	(宍衛は筆62冬)
12 同千畝万寅百(約50万以工)に対し行別が イ いる ロ いない (理由:	6次百別止刈界でi	押しているメル。	(女附/四年02末)
」 いつ ロ いない (年日・)

八 現在計画中 二 該当者がいない

	ハートタイム労働者に対し災害防止のための特別な対策を講じていますか。 	,
1	イ いる ロ いない (理由:)
	労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)により以下の 取組を行っていますか。(安衞法第69条)(複数回答可)	
	イ 衛生委員会等において、心の健康づくり等の取組について、調査審議を行っている	
	こ 心の健康づくり計画を策定している	
J	、具体的な対策(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、	
	事業場外資源によるケア)のいずれかを推進している	
=	こ 取組を行っていない (理由:)
15	心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施について (安衞法第66条の10)	
	イ 平成28年11月30日までに実施予定	
	ロ 実施予定は立っていない	
	ハ 実施未検討 [理由:労働者50人未満・その他()]
16	快適な職場環境の形成のための指針について (安衞法第71条の2)	
10	快適職場づくりに計画的に取り組んでいますか。	
	大過職場 フィッに計画的に取り組んでいますが。 イ いる ロ いない (理由:	`
	イ いる ロ いない (连由・)
17	滋賀県産業安全の日(11月15日)について	
	「滋賀県産業安全の日」の無災害運動に参加しましたか。	
	イ 参加した ロ 参加しなかった (理由:)
	ハ 知らなかった	
18	「製造業における元方事業者による総合的な安全衞生管理のための指針」について	
10		
,	(製造業で構内下請事業場がある場合は記入してください)	
(1)総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施	
	作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任 (有・無) (安衛法第30条の2)	
	安全衛生に関する計画の作成及び実施 (有・無)	
(2	2) 作業間の連絡調整の実施 (有・無) (安衛則第643条の2)	
(:	3) 関係請負人との協議を行う場の設置及び運営 (有・無) (安衛法第30条の2、同第30条)	
(4) 作業場所の巡視 (有・無) (安衛法第30条)	
(5) 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導援助 (有・無) (安衛法第30条の2)	
(6) クレーン等の運転についての合図の統一等 (有・無) (安衛則第643条の3~同第643条の6))
(7) 関係請負人の把握	
	関係請負人の責任者等の把握 (有・無)	
	労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の把握 (有・無)	
(8) 関係請負人に機械等を使用させて作業を行わせる場合、危害防止措置が適切に講じられて いる事を確認する等の措置 (有・無) (安衛法第30条の2)	
(!	9) 化学設備等の改造等において、設備の分解又は内部への立ち入りを関係請負人に行わせる際の危険性・有害性等の情報提供の実施 (有・無) (安衛則第662条の2~第662条の4)	

- (10) 作業環境測定結果の評価に基づき、関係請負人が実施する作業環境の改善、保護具の着用等についての指導の実施 (有・無)
- (11) 関係請負人の労働者の健康診断の受診率を高めるため、関係請負人に対して健康診断機関の斡旋等の実施 (有・無)
- (12) その他請負に伴う実施事項

災害防止の責任を遂行できない事業者に仕事を請け負わせない、仕事の期日等について 安全で衛生的な作業の遂行を損なう条件を付さない等の注文者としての配慮 (有・無) (安衛法第3条第3項)

関係請負人及びその労働者に対する指導等 (有・無) (安衛法第29条)

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」に基づく適正な契約の締結 (有・無)

19 派遣労働者に対する安全衛生管理状況 (派遣労働者を使用されている場合に記入下さい。)

派遣労働者数を含めた安全衛生管理体制の整備 (有・無) (安衛法第10条~19条ほか)

派遣労働者に対する作業内容変更時安全衛生教育等の実施 (有・無) (安衞法第59条ほか)

派遣労働者に対する特殊健康診断の実施 (有・無) (安衛法第66条)

20 石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置

労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等又は当該建築物に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等の有無 (有・無)

上記石綿等に損傷、劣化等の有無 (有・無)

上記が有で労働者の就業場所の場合、石綿の除去・封じ込め・囲い込み等の措置 (石綿則第10条) (未・済 「未」の場合、予定の有無 有・無)

21 安全衛生管理自主点検結果

自主点検の結果、実施や対策が必要な項目について未実施のものや該当事項が全て行われていない 点検項目については改善を図る必要があります。特に法律上義務付けられている項目については直ち に改善が必要です。

改善計画を樹てて計画的に実施していただくとともに下表に主な項目ごとにまとめてください。

改善項目	改	善	内	容	実	施	予	定

21 建設業点検表

(建設業のみ記入してください)

(1) 災害発生状況

			区分	死	亡	災	害			休	業	災	害			不	休	災	害	合		計	
年別				76	_	火	古	4	日	以	上	1	~	3	日	11	N	×	古			п	
平	成	25	年			()			()			()			()		()	
平	成	26	年			()			()			()			()		()	
平	成	27	年			()			()			()			()		()	

(注)下請を含めた件数を記入し()内には、店社分を記入してください。

(2) 工事実績

店社安全衛生管理者氏名			
専属	請け事業場数	社	名

年間施工件数土	木	件	建	築	件	その他	件	合	計	件
年間工事施工高	約				百万円					

(3) 店社における自主安全衛生管理推進状況

項目	有・無	項目	有・無
マネジメント指針に基づく方針表明・目標設定・計画策定	有・無	下請事業者への教育	有・無
安全衛生管理組織の整備	有・無	災害統計等の作成	有・無
事 前 評 価 体 制 の 確 立	有・無	安全 大会等の開催	有・無
RAの設計、施工計画、作業計画、作業計画、作業手順各段階での実施	有・無	改善指示事項等の措置状況	有・無
適正な安全衛生経費の積算	有・無	関係団体との災防活動協力	有・無
パトロールの現場指導体制	有・無	その他の災害防止対策	有・無
店社安全衛生委員会の設置	有・無	工事計画の事前審査の実施	有・無

マネジメント指針

「労働安全衛生マネジメントシス テムに関する指針 」

RA 「リスクアセスメント」

(4) 工事現場における自主安全衛生管理推進状況

	項	目		有・無	項目	有・無
協議	組	織の	設 置	有・無	下請事業者の法令違反の指導	有・無
下請事	業者等	その連	絡調整	有・無	持込機械の安全と有資格者	有・無
安全	JΥ	Р П	ー ル	有・無	単管抱き足場・単管プラケット 足 場 で の 水 平 親 綱 設 置	有・無
免 特 別	・ 技 教 育	能 対 象		有・無	下請事業者への安全指導	有・無
工 程	計画	等の	作 成	有・無	安全日誌、点検表の活用	有・無
適正な	よ施 工	業者(の選定	有・無	改善指示事項等の措置	有・無
重点的	労働	災害防	止 対 策	有・無	その他安全衛生水準の向上	有・無

(5) 滋賀県における建設業の「労働災害防止強化週間」(7月20日~26日)を知っていますか。

イ 知っている

ロ 知らない

(6) 点検結果

改善項目	改	善	内	容	実	施	予	定

(上表に記入しきれない場合は別紙で添付してください。)

平成28年安全衛生管理年間計画

									(事業場名:	位 		
年間 重 点 目 標												
日	1月	2月	3月	4月	5月	日9	7月	8月	6月	10月	11月	12月
安全衛生の各種行事												
安全衛生各種会議												
安全衛生意識の高揚												
機械設備の安全代職 場 環 境 の 及 曹												
定期自主検査(特定自主検査)												
作業環境測定												
健 康 診 断												
安全衛生教育												
健康保持増進対策												
安 適 職 場 張 近 へ じ												
注 水計画比重業提任問計画を添付1,7 f 可	1,7キゴ											

注. 本計画は事業場年間計画を添付しても可

国民安全の日(7/1)、全国安全週間(本週間7/1~7 準備期間6/1~30)、全国労働衛生週間(本週間10/1~7 準備期間9/1~30) 各種行事には、 職場の健康診断実施強化月間(9/1~30)、滋賀地方安全衛生大会(10月栗東市)、全国産業安全衛生大会(10/30~11/1宮城県仙台市)

滋賀県産業安全の日 (11/15 無災害運動期間11/1~30)、年末年始無災害運動 (12/15~1/15)

その他、安全関係では、

春の全国火災予防運動 (3月)、秋の全国火災予防運動 (11月)

春の全国交通安全運動 (5月)、秋の全国交通安全運動 (9月)

建設業安全衛生大会 (7月)

建設業労働災害防止強化週間 (7月)

年度末労働災害防止強調月間 (3/1~31) クレーンの日 (9/30)、ボイラーデー (11/8)、特定自主検査強調月間 (11月)

衛生関係では、

全国作業環境測定・評価推進運動 (9/1~30)

心とからだの健康推進運動 (9/1~30)、健康増進普及月間 (9月)、環境月間 (6月)、歯の衛生週間 (6月)

 $- \times 1,000,000$ その期間中の総延労働時間数 その期間中の災害発生件数

(小数点3以下四捨五人)

その期間中の災害による労働損失日数 その期間中の総延労働時間数 (小数点3以下四捨五人)

延労働損失日数

(1) 死亡 7,500日

身体障害を伴うもの (5)

4	20	
13	100	
12	200	
1	400	
10	009	
6	1000	
œ	1500	
7	2200	
9	3000	
2	4000	
4	2500	
1~3	7500	
身体障害等級	労働損失日数	

(3) 身体障害を伴わないもの

300 365 労働損失日数 = 療養のため休業した日数(暦日による)

(小数点以下切捨、1未満は1に切上げ)

滋賀労働局「第12次労働災害防止推進計画」の進捗概要 (計画期間:平成25年度~平成29年度)

全体目標(災害件数、重点、目標):

		H24	H25	H26	目標	重点事項
全産業	死亡	11 人	12 人	10 人	每年 9人 以下	
	死傷	1, 454 人	1,422 人	1,404 人	H29 までに 1,250 人 以下	①のとおり
					(H24 比約−15%)	

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策(災害件数、重点、目標):

	重点業		H24	H25	H26	目標	重点事項等
第三	三次産業		574 人	500 人	515 人	参考:H24 比-15%は 488 人	
	商業(小売	も業など)	194 人	170 人	147 人	H29までに 162 人 以下	転倒、交通事故、
						(H24 上t-:20%)	腰痛指針
	社会福祉的	 色設	94 人	90 人	96 人	H29までに 78 人 以下	腰痛指針、転倒、
						(H24 比-10%) (※)	交通事故
	接客娯楽	業(飲食	105 人	87 人	116 人	H29までに 88 人 以下	切れ・こすれ、
店、ゴルフ場など)					(H24 上t-:20%)	転倒	
	清掃業(ビ	゛ルメンテ	67 人	46 人	56 人	H29までに 56 人 以下	転倒など
	ナンス業、	廃棄物処				(H24 比一20%)	
理業など)							
道路貨物運送業		156 人	166 人	147 人	H29までに 134 人 以下	荷役作業(ガイ	
					(H24 比-15%)	ドライン)	
製造業 死亡		2人	2人	1人	每年 1人 以下	挟まれ・巻き込ま れ(安衛則 107, 108	
死傷		391 人	462 人	451 人	_	条、機械の安全規 格活用)	
建語	没業	死亡	4人	3人	2人	每年 3人 以下	ゼロ災滋賀「命綱 GO(いのちつなご
		死傷	162 人	144 人	155 人		う)活動」

- (注)「死亡」は死亡災害、「死傷災害」は休業4日以上の死傷災害。期間は暦年(1~12月期)。
- (※)社会福祉施設の目標は、雇用者数の大幅な増加見込みを考慮した数値です。労働者数あたりの災害発生率としては、25%の減少に相当する水準です。



厚生労働省

滋賀労働局、大津・彦根・東近江 労働基準監督署

- ~ 働きやすい滋賀をめざして(労働災害ゼロ 業務上疾病ゼロへ)~
- ※ゼロ災ロゴマークは 滋賀労働局 H P からダウンロードし どなたでもお使いいただけます http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html

この計画は、労働安全衛生法第6条により厚生労働大臣が策定した「労働災害防止計画」(第12次)を踏まえ、滋賀 労働局が重点的に取り組む事項を定めた5か年計画です。

健康確保・職業性疾病対策(進捗と今後の予定など):

重点対策	目標進捗、重点事項	補足事項等
メンタルヘルス 対策 【目標】対策に取 り組んでいる 30 人以上の事業場 の割合を 80%以 上(H29 までに)	・ストレスチェック制度の周知徹底 【実績】 100 人以上の事業場: 対策実施率 60.2% (2010 年) 50~99 人の事業場: 対策実施率 76.9% (2012 年)	・50 人未満の事業場で何らかの対策を行うよう指導(改正法が努力義務) ・産業保健総合支援センターの活用勧奨 ・ストレスチェック制度の効果的な運用を 指導啓発(①セルフケア方法の情報提供、 ②集団分析による職場環境の改善、③高ストレス者の放置防止(「こころホットライン」の活用等)など)
過重労働対策	・働き方の見直し・健康管理	・「過重労働解消キャンペーン」(11 月) ・ポータルサイトによる働き方改革の取組 事例紹介 ・高齢者医療確保法に基づく医療保険者へ の安衛法健診データ提供の徹底
化学物質対策	・特化則・有機則等の徹底 ・ラベル表示や安全データシート (SDS)の交付・入手の徹底 ・がん原性指針、リスクアセスメン ト(改正法含む)の徹底 ・眼などの薬傷防止	 ・監督指導の強化 ・改正法の周知徹底 ・有害性の不明な物質への指導強化(新指針通知 H27.9.18 基発 0918 第 3 号 10(1) ア等) ・別の物質への不適切な代替の防止(新指針通知 H27.9.18 基発 0918 第 3 号 10(1) イ))
腰痛対策	・改正腰痛予防対策指針の周知徹底	・介護・看護作業を最重点 ・運送業、製造業、商業を重点とし、対策 強化(H27.9~)
熱中症対策 【目標】死亡者を ゼロ(毎年)	・「職場における熱中症予防対策要綱」(H26.6)の周知徹底 【実績】死亡災害 O件(H25)、1件(H26)	・重症化の防止(熱中症疑いで水分・塩分 摂取しても回復しない場合の速やかな救 急搬送など)
受動喫煙防止対策	・改正法による努力義務の周知啓発	・技術的な留意事項の周知徹底 (H27.5.15 付け基安発 0515 第1号)

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による取組

・災害事例・災害原因分析の積極的な提供・公表 (H26 年度~)

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- 11月に「滋賀県産業安全の日 無災害運動」を実施 (H25~)

「STOP!転倒災害プロジェクト」を 2016 年以降も展開します! 「安全衛生優良企業」の認定制度が始まりました(2015 年6月~) ストレスチェックが義務になりました(今年11 月末までに 1回目の実施が必要)